

被扶養者認定に係る収入確認のアドバイス

被扶養者の収入が認定申告の際には提示されずに、その後の調査で認定基準額を超えていることが判明し、認定を遡及取り消しされて、多額の医療費を返還していただくという、組合員にとって大きな負担となる事例が増えております。被扶養者の収入について疑義のある場合は、くれぐれも自己判断せず、当支部担当にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

所得証明書の見方について

事例 鞍月 太郎さん(57歳)の場合(60歳未満被扶養者認定基準額 130万円未満)



鞍月太郎さんを「1年間で40万8千円の収入しかないので被扶養者認定をしてほしい。」と組合員から被扶養者認定申告書等の提出がありました。提出された下の所得証明書だけを見ると、いわれとおり40万8千円(その他雑所得10万8千円+給与収入金額30万円)の金額が確認できます。しかし当該証明書だけでは次の2点が確認できません。

- ①所得証明書の給与収入金額は何ヶ月分の収入金額であるのか?
- ②「その他雑所得」についてもどのような内容のもので実際に支払を受けた金額はいくらなのか?

実際、組合員を通じて太郎さんにこの2点について尋ねると「昨年は月10万円のアルバイト収入が10月から12月の3か月間あり、その他に年間90万円の個人年金を受給していた。」とのことでした。

- ①について 所得証明書上の太郎さんの30万円という給与収入金額は昨年10月から12月までの3ヶ月間で受けた額であり、その後もアルバイトを継続していること。(年間 10万×12ヶ月=120万円が見込まれる。)
- ②について 10万8千円の雑所得の額は年間90万円の個人年金から税法上の控除を行ったあとの額で表示されており、扶養認定の判断をする収入額ではない。共済組合が対象とする額は控除する前の90万円です。

結局、太郎さんは今後も個人年金の受給があり、アルバイトも続けるということでしたので、アルバイト収入の月額10万円と個人年金が月額7万5千円(年額90万円)の合計月額17万5千円となり、共済組合の認定基準月額108,333円を超えるため認定できませんでした。

氏名 鞍月 太郎		平成 ○○年中		平成 ○○年度 市民税・県民税	
所得 合計	108,000 円			本人 該当	××× 0円 ××× 0円 ××× 0円
種類	金額	種類	金額	所得 控除 の内 訳	課 税 標 準 額
給与所得	0円			××××料控除	円
その他雑所得	108,000円			×××料控除	円
				××××料控除	円
				×××控除	円
				×××	円
				×××××の有無	
				×××××控除額	
給与収入金額 (専従者給与収入)	300,000 円	公的年金等 収入金額			市民税 県民税

①該当年中の1月～12月の間に支給された給与の額(実際支給があったのは10月から12月。当該証明書だけでは該当年中の収入合計金額しかわからない。)

*所得証明書の108,000円は受取年金額から必要経費を差し引いたものです。



太郎さんのように所得証明書の「その他雑所得」欄に金額が記載されている場合はその内容と実際に支払いを受けた収入金額の確認が必要になります。特に個人年金を受給してる方は、所得証明書に載ってくる金額よりかなり大きい額を受給している場合がありますので、被扶養者認定をされる前に一度ご確認ください。

【注意】

(所得証明書について)

被扶養者の認定・資格確認の際の収入証明書は、必ず市区町村の発行する『所得証明書』をお願いします。
「給与所得等に係る市民税・県民税徴収税額の決定・変更通知書」等では「使用目的が異なるため、所得証明書に代えることはできない。」という市区町村担当者の見解をいただいています。

(特別認定継続申請書について)

平成19年度からは被扶養者全員を対象とした資格確認調査を実施していますので、認定要件の異なった(扶養手当上の扶養親族でなくなる)際に提出していただいた『特別認定継続申請書』は不要となっています。

育児休業手当金いわゆる “パパ・ママ育休プラス”について

平成22年6月30日より

両親が共に育児休業をとったときの育児休業手当金支給の特例

パパ・ママ育休プラスってどんな制度なの？

「育児休業の対象となる子のお父さんとお母さんが共に育児休業を取得する場合に、お父さんに対する育児休業手当金の支給期間を延長することができる」制度です。

支給期間はいつまで延長されるの？

お父さんに対する育児休業手当金は、1年を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで支給されます。
ただし、「対象となる子が1歳に達する日以前に、配偶者が育児休業を取得している」ことが前提要件となります。

今までは対象となる子に対して父母のどちらか一人しか育児休業がとれなかったから、二人で育児休業がとればお母さんの負担も少し軽くなりますね！

上記に該当する場合は、通常の育児休業手当請求書のほかに2点の書類を追加して提出願います！

【提出書類】

- ・ 育児休業手当金請求書
- ・ 世帯全員について記載された戸籍謄本の写し又は住民票の写し
- ・ 配偶者の当該子に係る育児休業取扱通知書の写し又は辞令の写し等、配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

